

平成 23 年 4 月 26 日

保護者 様

郡山市教育委員会

環境放射線モニタリングに基づく教育活動について

各小中学校の保護者の皆様方には、本市教育に対し日頃より温かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、過日、文部科学省より環境放射線モニタリングの結果に基づく、学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安が公表されました。

- 年間の暫定的な許容放射線量 $1 \sim 20 \text{ mSv/y}$
- 1 時間あたり $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以上の学校は、屋外活動を 1 日あたり 1 時間以内に制限
- 1 時間あたり $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 未満の学校は、特段の制約なし

つきましては、その目安を一つの指針にしながらも本市小中学校においては、できるだけ年間の許容できる放射線量を少なくできるよう、5 月より下記の通り教育活動を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以上で国の制限下にある学校は、国の基準に従い屋外活動は 1 時間以内となりますが、屋内での活動を極力実施してまいります。

なお、校庭の表土の除去と合わせ校舎及び校舎周辺の除染を行い、制限解除を目指します。

- 2 その他の学校は、国の目安では制約はありませんが、本市においては、制限下の学校周辺及び比較的モニタリング数値が高い学校（教育委員会指定 15 校）は、校庭の表土の除去と合わせ校舎及び校舎周辺の除染を行い、数値が下がるまで校庭での活動を自粛します。部活動など外での活動は、他の施設などを使う場合は 3 に準ずることとします。

- 3 1, 2 以外の学校においても、国の目安では制約はありませんが、児童生徒の 1 日の学校生活を具体的にシュミレーションし、体育など屋外での活動を 1 時間以内、部活動を 2 時間以内とします。ただし、体育の時間はできるだけ屋内の使用に努めます。

- 4 3 の学校においても、部活動など外での活動については、次の点に留意して行います。

雨天時や風が強く砂ぼこりなどがひどい場合は行いません。また、活動後のうがい、手洗い、洗顔などを励行するようにします。

放射線による健康被害を心配し、活動を自粛させたい場合はその旨を学校に伝えてください。決して強制するものではなく、そのことにより不当な扱いを受けたりすることはありません。

- 5 登下校の際は、マスクや帽子の着用に心がけ、雨天時には傘をさすなどできるだけ濡れないようにするとともに、外出後の手洗い・うがいの励行や水たまりや砂場等で遊ばないよう指導します。

- 6 学校においては、今後、放射線測定機を整備し、環境放射線モニタリングを行いながら児童生徒の安全安心に配慮した活動に努めてまいります。